

令和 7 年 2 月 18 日

伊賀市長 稲森 稔尚 様

だんじり会館のあり方等検討委員会
委員長 小林 慶太郎

だんじり会館のあり方等について（中間答申）

令和 6 年 9 月 20 日付け伊観第 256 号で諮問があったことについて、慎重に審議をした結果、別紙のとおり意見がまとまりましたので、委員会の総意として、中間答申書を提出します。

1 中間答申

諮問に対する現時点における当委員会の見解は、次のとおりです。

- 市全体でのだんじり文化の振興や、だんじり幕をはじめとした有形文化財の適切な展示及び保全など、設立当時から当該施設が果たすべき目的や機能に加え、人口減少や少子高齢化に伴う担い手の不足による上野天神祭のダンジリ行事そのものの催行や継承における新たな課題への対応策として、市の指定管理業務として提供する行政サービスをはじめ現在の当該施設において公民が取り組む活動は、適切かつ十分であるとはいえません。
- 上記に関する改善・見直しにあたっては、当該施設の設立以降、社会情勢や周辺環境が大きく変化していることに加え、市の文化振興全体の観点から、現状の場所、役割分担及び手法に拘ることなく、今後、市が進める文化関連施設の整備検討をはじめ他の文化振興施策と可能な限り一体的かつ有機的に行うべきです。
- また、当該施設の建物及び所在する場所の利活用については、伊賀市にぎわい忍者回廊整備事業などにより、今後、市民や市外からの来訪者の動線をはじめとした周辺環境が更に変化することを前提に、他の公共施設や観光関連施設等の機能を補完し、市民と市外からの来訪者の両方にとって有益となる方策を幅広く検討するべきです。

最終答申の取りまとめに向け、本中間答申に対する祭り町の人々や関係者の意見や受け止めを確認し、関連する様々な施策の検討の進捗状況も勘案しながら、さらに検討を深めてまいります。

2 検討の経緯

当委員会は、令和6年9月20日に「だんじり会館のあり方等について」の諮問を受け、だんじり会館のあり方等検討委員会設置要綱に基づき、広範な見地から検討を進めました。

この中間答申では、上野天神祭のダンジリ行事が、国重要無形民俗文化財に指定され、かつ、「山・鉦・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産の一つとして登録された、伊賀市を代表する歴史・文化的価値を有する行事であることを念頭に置き、だんじり会館条例に掲げられた目的や理念を達成するための最適な手法や、現在の手法の妥当性の検証をするため、主として、地域住民、民間団体及び行政が行っているあらゆる取組に着目し、それらを持続させ活性化させるためのあるべき姿について検討を進めました。

検討にあたり、「(1)「文化」か「観光」か」、「(2) 無形民俗文化財（行事）としての維持・継承」、「(3) 有形文化財としての保全・保護」、「(4) 文化振興によるまちづくりの全体像」、「(5) 施設の運営（維持管理）及び地理的な視点からのあるべき姿」という5つのテーマ（論点）を設定し、行政が担っているダンジリ行事への支援の取組や、類似の施設を有する他の自治体の取組なども参考にしながら、テーマ別に活発に議論を行い、意見を取りまとめました。

3 議論の概要と主要な意見

だんじり会館のあるべき姿や目指す方向性の検討にあたり、先に示した5つのテーマについて、次のような議論を行い、認識を共有しました。

(1) 「文化」か「観光」か

だんじり文化の維持・継承及びそれに関する情報発信や誘客に関する取組は、「文化」と「観光」のどちらに軸足を置くべきかという論点で、意見交換を行いました。

元来、だんじり行事をはじめ地域の伝統的な文化や祭りとは、その地域に暮らす人々の生活や歴史の積み重ねの上に成り立っているものであり、祭り町の人々が自らの文化を楽しみながら将来に受け継いでいくことを第一に考えるべきです。その上で、文化や祭りには、その姿を見てもらうことにより成立する要素もあることから、だんじり行事についても、その魅力を広く発信し、多くの市民や市外からの来訪者に、行事を支える力になってもらうための観光の視点での取組も大切です。

(2) 無形民俗文化財（行事）としての維持・継承

地域のにぎわい創出や、地域で守られている様々な伝統や文化を後世に受け継ぐ観点から、だんじり行事を市全体で継承することは、祭り町の住民だけでなく、伊賀市民全体にとっても意義があると考えられます。その考えのもと、委員会では、だんじり行事に対する認知度の向上、興味・関心の喚起及びだんじり行事への参画機運の醸成をどのように図るべきかという事について、「行事が行われる3日間」と、「行事以外の362日間」に分けて議論を交わしました。

「行事が行われる3日間」においては、祭り町におけるだんじり行事の催行に必要な担い手（曳き手や囃子手など）が減少し、特に少子高齢化が進む町では人員確保が難しい状況になっています。この現状を踏まえ、担い手確保の方策について検討を行いました。担い手の確保は、それぞれの町が工夫し、形を変えながら取り組むべきものですが、近年一部の祭り町において、住民以外の人を担い手として確保する取組を導入された事例などから、課題解決へのヒントをうかがうことができました。その一方で、将来にわたり地域においてだんじり文化を支えるために、だんじり行事の魅力に共感し、継続的に関わる人々（ファンやサポーター）を増やすことや、参加意欲のある祭り町以外の市民も行事に参画しや

すい環境をつくることが大切です。

また、「行事以外の 362 日間」においても、学校教育における郷土教育をはじめ、社会教育を通じて、市内・市外のファン・サポーターが、日頃から、有形・無形のだんじり文化の魅力をより深く理解し、ダンジリ行事の担い手の想いに触れる機会を創出する取組が推進されることが大切です。

(3) 有形文化財としての保全・保護

有形文化財の「保全・保護」については、文化財保護の観点から慎重な対応が求められます。本来、有形文化財の保存・展示には、文化財の材質や種類に合わせた適切な温度や湿度の管理が必要です。しかし、現在、だんじり会館では実物展示が行われており、その状況について専門家や有識者から、だんじりや幕それぞれに応じ、最適な環境条件のもとで保存・管理するべきだという指導もあり、課題も多いといえます。

その上で、有形文化財の「活用」については、全国の山・鉾・屋台行事に関連する施設の事例なども踏まえ、文化財に関する専門的・技術的な見地から文化財の負担とならない、適切な方法を取る必要があります。特に、だんじり幕は、江戸時代から続くダンジリ行事の歴史を深く理解する上で貴重な存在です。こうした文化財の展示を活用しつつ、「行事以外の 362 日間」においても、祭り町と祭り町以外の人々、及び市民と市外からの来訪者間でコミュニケーションを深め、交流を図ることは、文化の継承・発信において有用です。また、有形文化(財)の本来の魅力を伝えるには、学芸員による企画展示や解説などを通じて、その歴史的背景や魅力を伝え、総合的な理解を促す工夫も必要です。

一方で、文化財の保存と活用の推進には、有形・無形に限らず、一定の経費が必要であり、祭り町とその他の民間の関係者と行政との負担割合や財源確保の方策については、市全体での合意形成が求められます。

(4) 文化振興によるまちづくりの全体像

まちづくりの推進や文化を振興する上で、子供たちをはじめ市民全体が、自分の地域に対する誇りや愛着の醸成を図ることは、共通のテーマです。だんじり文化に限らず、伊賀市が紡いできた様々な文化を市全体で守り、文化から生み出される様々な価値を文化の継承、発展、創造に活かすことにより、活力のある地域づくりが期待されます。さらには、地域住民の日常の生活とのつながりや、地域

に深く根差した文化をテーマにすることで、より一層地域に文化が浸透し、市全体の文化の価値や魅力を広く伝えることができます。

現在、伊賀市では、だんじり会館、図書館、芭蕉翁記念館をはじめ、新しい芭蕉翁記念館の機能を含む美術博物館の整備計画や今後の運営の方向性について、個別で議論が進められています。しかし、長期的な市全体のコスト負担も考慮し、市全体における文化振興の観点から、可能な限り一体的に捉え、複合的に検討していくことが、合理的であるといえます。

(5) 施設の運営（維持管理）及び地理的な視点からのあるべき姿

だんじり会館は開館から 35 年が経ち、社会情勢や周辺環境の変化に加え、建物自体の老朽化という大きな課題に直面しています。こうした状況を踏まえ、施設の収益性と文化振興の両立を図ることを前提として、現在のだんじり会館の場所・建物の「あるべき姿」として、特定の具体的な機能を有する必要があるのか、それとも、社会情勢や周辺環境の変化に対応する機能を検討するべきかという二つの論点について議論を行いました。

前者の論点に対する「あるべき姿」については、一定の収益性も期待しつつ、市外からの来訪者のまちへの回遊を促すため、伊賀市の趣深く多様な歴史・伝統・文化へと誘う「ゲートウェイ機能」を有する拠点としてのあり方を検討すべきです。また、だんじり文化に触れる場所は、現在の建物や場所より、むしろダンジリ行事が行われる祭り町の蔵や駅前に近い場所にあるのが望ましいとも考えられます。

また、後者の論点に対する「あるべき姿」については、周辺環境の変化や市全体の将来像を見据えながら、市民や市外からの来訪者の双方にとってどのような機能が必要なのかを長期的な視点で総合的に考えていくことが大切です。

これらのことを踏まえて、現在のだんじり会館の建物や所在する場所の利活用について、一定の収益性も期待しつつ、周辺環境の変化を鑑み、市民・市外からの来訪者の双方にとって有益で、かつ、他の施設の機能を補完するための時代のニーズに沿った方策を検討していくべきであるという方針を、当委員会として取りまとめました。

だんじり会館のあり方等検討委員会委員名簿

第 1 号 実務経験又は専門の知識を有する者 (文化財の保存・活用)	福田 良彦 (副委員長)	三重県総合博物館主査
第 2 号 実務経験又は専門の知識を有する者 (行政経営・公共政策)	小林 慶太郎 (委員長)	学校法人暁学園四日市 大学副学長、総合政策 学部教授
第 3 号 実務経験又は専門の知識を有する者 (観光マーケティング)	後藤 渡	株式会社リクルート Division 統括本部 旅行 Division 地域創造 部中日本グループ グループマネジャー
第 4 号 公共的団体等を代表する者	中村 晶宣	上野文化美術保存会会 長
第 4 号 公共的団体等を代表する者	菊野 善久	うえのまちまちづくり 協議会会長
第 5 号 市民からの公募による者	重藤 邦子	一般公募
第 5 号 市民からの公募による者	山口 真由子	一般公募

だんじり会館のあり方等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 だんじり会館のあり方及び位置付けについて広範な見地から検討を行うため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条の規定に基づき、だんじり会館のあり方等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、だんじり会館のあり方及び位置付けに関し、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 文化財の保存・活用について実務経験又は専門の知識を有する者
- (2) 行政経営・公共政策について実務経験又は専門の知識を有する者
- (3) 観光マーケティングについて実務経験又は専門の知識を有する者
- (4) 公共的団体等を代表する者
- (5) 市民からの公募による者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から答申がされる日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会の設置等)

第8条 委員会は、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、産業振興部観光戦略課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年7月19日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

だんじり会館条例

(設置)

第1条 上野天神祭のだんじり及び鬼を保存・管理し、一般の参観に供するとともに、郷土文化の振興に資するため、だんじり会館（以下「会館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 会館は、伊賀市上野丸之内122番地4に置く。

(管理)

第3条 会館の管理及び運営は、法人その他の団体で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(開館時間)

第4条 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、変更することができる。

開館時間 午前9時から午後5時まで

休館日 12月29日から翌年1月1日まで

(利用料金)

第5条 市長は、前条の規定により指定管理者に会館の管理及び運営を委託する場合、会館の参観及び使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、会館を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者はあらかじめ利用料金の額について市長の承認を得なければならない。その額を変更するときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、市長が特別の事由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。ただし、伊賀上野地場産買物処等に係る利用料金については、市長は特別の事由があると認めたときは、当該利用料金の5分の4を限度として減免することができる。

(利用料金の還付)

第7条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、市長が特別の事由があると認めたときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(使用許可)

第8条 会館の伊賀上野地場産買物処等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、指定管理者の許可を得なければならない。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、会館の許可を受けた目的以外に使用し、又は使用する権利を譲渡することができない。

(参観及び使用許可の取消等)

第10条 指定管理者は、参観者及び使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、会館の参観又は使用の許可を取り消し若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

(1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設又は展示物若しくは備品等をき損又は汚染するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上、支障があると認めるとき。

(4) その他指定管理者において不相当と認めるとき。

(造作等の制限)

第11条 使用者は、会館の使用に当たって特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、会館の使用を終了したときは、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第13条 参観者又は使用者は、施設又は展示物若しくは備品等を故意又は過失により滅失、き損又は汚染したときは、市長の認定に基づき損害を賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会館の参観及び店舗等の利用に関する業務
- (2) 展示物及び収蔵品の管理に関する業務
- (3) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他会館の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認めた業務

(指定管理者の指定の期間)

第15条 指定管理者が会館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、その日)から起算して5年間とする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、だんじり会館条例(平成13年上野市条例第21号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月28日条例第86号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前のだんじり会館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和元年7月1日条例第13号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1(第5条関係) 【掲載省略】